第2回北庄内合併協議会会議録

日 時 平成16年12月11日(土)午前10時00分~午前11時18分

会 場 松山町町民センター

出席者

・会長

阿部 寿一

・副会長

佐々木藤正 加藤 寛英 後藤 孝司

・委員

弘 石川 憲雄 長谷川 裕 阿部與士男 佐藤 新舘 俊雄 今井 英夫(小松原 俊の代理出席者) 齊藤 康広 佐藤 忠智 山川 源吉 伊藤 一哉 阿部 清幸 安藤 順子 小野 實 阿部 慶一 小林 隆逸 佐藤きく子 伊藤 善市 村上 正敏 齋藤 緑 (欠席委員 小松 隆二)

・幹事

丸山 至 三柏 憲生 平向與志雄 齋藤 啓一

・説明員

総務部会長 三柏 憲生 企画財政部会長兼総合調整部会長 松本 恭博

健康福祉部会長 佐藤 幸一 商工観光部会長 石堂 栄一

農林水産部会長 前田 茂実 教育部会長 荘司 東一

・事務局職員

五十嵐龍一 大滝 太一 永田 斉 後藤 重明 遠藤 裕一

土井 義孝 斎藤 徹 長尾 和浩 松永 隆

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- (1)協議事項

(協議案件)

【第1小委員会報告】

```
協議第 9号 協定項目 8 地方税の取扱いについて(その1)
```

協議第10号 協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第11号 協定項目11 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第12号 協定項目12 条例、規則等の取扱いについて

協議第13号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その1)

協議第14号 協定項目19 慣行の取扱いについて

協議第17号 協定項目22 消防団の取扱いについて

協議第19号 協定項目24-(1) 納税関係事業の取扱いについて

協議第20号 協定項目24-(2) 防災関係事業の取扱いについて

協議第27号 協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

協議第28号 協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)

協議第34号 協定項目24-(18) その他事務事業の取扱いについて

協議第36号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その2)

協議第37号 協定項目18 町(字)の区域及び名称の取扱いについて

協議第39号 協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その2)

協議第41号 協定項目 8 地方税の取扱いについて(その2)

協議第42号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その3)

【第2小委員会報告】

協議第18号 協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

協議第21号 協定項目24-(4) まちづくり関係事業の取扱いについて

協議第32号 協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

協議第33号 協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

協議第38号 協定項目24-(3) 電算システムの取扱いについて

協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて

【第3小委員会報告】

協議第15号 協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第16号 協定項目21 介護保険事業の取扱いについて

協議第22号 協定項目24-(5) 環境関係事業の取扱いについて

協議第23号 協定項目24-(6) 住民窓口業務の取扱いについて

協議第24号 協定項目24-(7) 保健衛生関係事業の取扱いについて

協議第25号 協定項目24-(8) 病院関係事業の取扱いについて

協議第26号 協定項目24-(9) 福祉関係事業の取扱いについて

【第4小委員会報告】

協議第 8号 協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第29号 協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第30号 協定項目24-(14) 生活排水関係事業の取扱いについて

協議第31号 協定項目24-(15) 建設関係事業の取扱いについて

協議第43号 協定項目24-(13) 水道関係事業の取扱いについて

【議会議員の定数、任期等に関する小委員会報告】

協議第 7号 協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

【行財政システムに関する小委員会報告】

協議第35号 協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第44号 協定項目 9 地域審議会等の取扱いについて

【建設計画に関する小委員会報告】

協議第45号 協定項目25 新市建設計画について

【新規提案】

協議第46号 協定項目 2 合併の期日について

(2)その他

4 閉会

第2回 北庄内合併協議会の概要

- (1)前回協議会において小委員会に付託された協定項目の協議結果について、各小委員会 委員長よりいずれも原案調整方針のとおり確認したとの報告があり、協議会においても 確認された。
- (2)今回新たに提案された合併の期日について、委員より11月3日が適当ではないかと の意見があったが、前回協議会において11月1日を基本として調整することとしてお り、各市町とも関係方面とすでに調整済みであることなどから、原案のとおり平成17 年11月1日とすることが確認された。
- (3)今回の協議会で全ての合併協定項目の調整方針について確認が終了したことから、 2月の合併協定書の調印、3月の各市町における合併関連議案の議決を経て、山形県知 事に合併の申請を行うことになった。

開会 午前10時00分

事務局長(五十嵐龍一) それでは、皆様おはようございます。定刻になりましたので、これから始めさせていただきたいと存じます。

本日、欠席の通告をいただいている委員は、小松隆二委員1名でございます。なお、きょうは平田町の議会議長小松原俊委員が所用で欠席となりますので、代理として今井英夫副議 長さんからご出席をいただいております。

協議会規約に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから第2回北庄内合併協議 会を開会させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、会長からごあいさつをお願い申し上げます。

会長(阿部寿一) 改めまして、皆さんおはようございます。

12月と、この時期まで雪が降らないというのは何十年ぶりだということでありますが、きょうは大変寒い日になりました。そんな中、また年末、大変ご多用の中この協議会にご出席をいただき、また傍聴などにお見えをいただきました市民、町民の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

さて、委員の皆様からは、第1回の合併協議会及び各小委員会などにおいて精力的なご議論、ご検討をいただきました。本日はそういうことで、各小委員会からそれぞれの協議結果の報告を受けて、協議会全体としてのまとめをしていきたいというふうに思っております。

次に、この協議会に提案し、そしてまた直接結論を得ていく案件として、本日は合併の期日について提案をさせていただく予定でございます。このことについては、前回の協議会において、正副会長会における考え方として、さまざまな事情などを考えながら、平成17年11月1日を基本として関係各方面と調整をしていくということで考えているのだということを申し上げさせていただきました。

この間、各市町においては、各市町議会への説明、調整などを終えて、ご理解をいただく ことができたというふうに承っております。そのようなことも受けまして、本日、正式の議 題として提案をさせていただく次第でございます。この点についても、よろしくご審議いた だきますようお願いを申し上げます。

さて、結論を急ぐようでございますけれども、大変皆さんから精力的な取り組みをしていただきまして、協議の方も大分見えてきたというような感じがいたしております。このように円滑に進んでいくとすれば、次回の協議会では、合併に関するさまざまな文書、協定書などの精査を行った上で、合併に進む次の段階でありますけれども、協定書の調印というような運びにも至れるのではないかというふうに考えているところでございます。

これからも地域の市民、町民の期待を受けながら、酒田、八幡、松山、平田、この1市3 町の合併に向けて着実に歩みを進めてまいりたいというふうに思っております。委員の皆様からも、引き続きまして格別のご高配を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本日、そういう意味ではひとつ締めに至るような形での大変重要な会議でございますので、委員の皆さんからは活発なご議論をいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長(五十嵐龍一) ありがとうございました。

次に、議事に進みますが、最初にご報告を申し上げます。

去る11月27日、それから30日にそれぞれ開催されました各小委員会におきまして、委員長と副委員長の互選が行われております。その結果、資料の18ページにございますが、ここに記載のとおり正副委員長の選出をいただいておりますので、まず最初にご報告を申し上げておきます。

それでは、規約の定めによりまして、会長から会議の議長として議事をお進めいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長(阿部寿一) それでは、お手元の次第に従いまして協議を進めさせていただきます。

第1小委員会報告

会長(阿部寿一) まず協議案件、第1小委員会に付託させていただいておりました案件17 件を、一括して議題としたいと思います。

まず、第1小委員会委員長の阿部與士男委員に、協議結果の報告をお願いいたします。 第1小委員会委員長(阿部與士男) それでは私の方から、第1小委員会に付託されました 事項について、協議した結果について報告をさせていただきます。

調整方針の内容は、お手元の報告書の「調整方針一覧」のとおりでございますが、この内容については、第1回小委員会を去る11月27日に開催いたしまして、本委員会に付託されました17件について、総括的に、慎重に審議をいたしたところであります。

協議した結果は、原案のとおり調整方針を確認いたしたところでありますが、協議の経過 について申し上げます。

まず、協議第9号から第39号までの15件につきましては、提案された調整方針は、庄内北部地域合併協議会において慎重審議を経て確認された内容を引き継いだものであることから、原案のとおり調整方針を確認したところであります。

次に、協議第41号については、現在都市計画税が課税されておりますのは酒田市と八幡町だけでありますが、課税区域はそのまま新市に引き継ぐものの、税率が異なるため、これを5年以内に制限税率に統一しようとするものであり、確認などの発言はありましたが、原案のとおり調整方針を確認したものであります。

次に、協議第42号については、八幡町、松山町及び平田町の3町が加入する山形県市町村職員退職手当組合の件でありますが、新市における財政負担の少ない取り扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に合併までに調整するというものであります。

また、同じく3町が加入する余目町ほか4町土地開発公社でありますが、当該公社が有する3町の債権、債務を酒田市土地開発公社に引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに、余目町ほか4町土地開発公社を脱退するとともに、酒田市土地開発公社を新市における土地開発公社とするものであり、いずれも原案のとおり調整方針を確認したものであります。

以上をもって小委員会の報告を終わりますが、よろしくご協議くださいますようお願いを 申し上げまして、報告といたします。ありがとうございました。

会長(阿部寿一) 阿部委員長、まことにご苦労さまでございました。

ただいま第1小委員会の阿部委員長からご報告がありましたが、この報告の内容について、 委員の皆さんからご質問、ご意見などを承りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。 はい、どうぞ。

委員(長谷川 裕) 協議第41号 協定項目 8 地方税の取扱いについてですけれども、小 委員会の内部では税率の調整の話になっていますけれども、いわゆる課税区域の見直しとい うのはどの程度なされたのかなという感じがします。

一つは、八幡町については、たしか市条地区、観音寺地区だと思うんですが、合併することによりますと、非常に酒田市に比べまして、地域性というか地方性が高いと。確かに密集 地域ではありますけれども、そういった見直しというのは検討なされたのかどうか。

もう一つは、将来的に、やはり平田とか松山町 松山地区になるわけですけれども、そういった方面の課税というのはどういう方針でいかれるのか、その辺の検討どうなったのか、 ちょっとお聞きしたいと思います。

会長(阿部寿一) よろしいですか。

では、阿部委員長お願いします。

第1小委員会委員長(阿部與士男) ただいまの発言でございますけれども、八幡町の関係については、ただいま長谷川委員から発言がありました現実の関係について、まず確認したということでありまして、それ以上の広がりについては、委員会の協議の中ではしておりません。意見集約はしておりません。

なお、平田町、松山町の関係についても委員より発言ありました。将来的にどうなさるのかということについての発言をされたわけでありますけれども、今合併に向けてでありますので、その関係については現状のまま新市に引き継ぐということですので、当面は平田町、松山町については、そういう形の中で現状のままでいくということで説明を受け、会議の集約をしたところであります。

会長(阿部寿一) 長谷川委員、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

委員(長谷川 裕) できれば、やはりこの1項目の中に、将来見直すと。と同時に、一つは基準地、いわゆるどういう基準で都市計画税が課税となる対象区域を設定するのか。その

辺は、これから新市になりまして具体的になると思うんですけれども、そうした可能性について1項目入れた方がいいのかなという感じがいたします。この場で合併する前に、ぜひ八幡地区だけ外してもらいたいとか、希望は、私自身も外してもらいたいと思いますけれども、そうはいかないでしょうし、当分の間、現状維持やむなしと私は考えますけれども、やはり平田地区についても拡大発展していますし、将来八幡町についても、やはり酒田市近郊の住宅タウンと考えれば、八幡だけに都市計画税というのは非常にネックになるのかなと、印象的に。というふうなことも考えられますので、ぜひひとつ基準みたいなものを明確に打ち出してもらえればありがたいなというふうに考えております。

会長(阿部寿一) 事務局の方で何か補足して答弁するようなことがありますか。 何かあればどうぞ。

事務局長(五十嵐龍一) 事務局から申し上げます。

今お話しいただきました新市全体としての都市計画のあり方の問題でございますが、これ は後で報告が上がってまいるわけですが、この関係では建設部門の都市計画関係事業等の中 に調整方針が入っております。

この内容でございますが、調整方針としては、都市計画、その区域区分、それから都市計画マスタープラン、これについて現行のとおり新市に引き継ぎますが、合併後、つまり新市に入りましてから、全体のそういう計画につきましては改めてプランを策定していくと、こういう設定を調整方針として挙げております。

したがいまして、新市に入りましてから全体を見渡しながら、用途区域の指定等再検討し、 新たな計画を策定してくと、こういう形で考えているところでございます。その中で、今ご 発言のありました内容についてもとらえさせていただきながら、策定の作業を行うというこ とになるだろうというふうに思います。

副会長(後藤孝司) 都市計画税、八幡町が関係をしているものですから私の方から話をさせていただきますが、ぎっくり腰になっていまして、ちょっと立ったり座ったりが大変なものですから、このまま発言をさせていただきます。

現在の都市計画税、酒田市が0.3、そして八幡町が0.25賦課をしております。当然八幡町の場合には全地域でありませんので、どうしてそこの地域だけに都市計画税をかけているのかと、特に議会の方でも問題になることがございます。それで、目的税ということでいろいるあるわけですが、町としては明確にこういう答弁をしています。

都市計画区域内で、例えば公園をつくる場合に、それは町で土地を取得して、すべて町の

経費で公園整備を行います。都市計画区域以外については、その地域の住民の皆さんが資金を出し合って土地を確保してください、そういう明確な区分けをしております。

それで、八幡町のようにこういう形での区分け、これが平田、また松山さんもできているとすれば、それはそれで八幡の方も納得をしてもらえると思いますけれども、そうでないとすると、これは八幡町の都市計画税を廃止の方向でいかなければいけないのかなと、そのようにも実は思っておりますので、この点については今後どういう方向でいくのか、そういう問題も含めて、きちんと将来見直しをするんだということであればいいんですけれども、その辺をどなたかお答えをいただければなと思います。

会長(阿部寿一) 私の方からご答弁申し上げます。

都市計画税は、もちろんご案内のとおり、都市計画区域とか都市計画事業と密接不可分であります。したがって、都市計画の税率だけ単独に存在するのではなくて、都市計画区域なり都市計画事業は密接不可分でございますので、先ほど事務局長の方から答弁したとおり、都市計画区域なども含めて当面は引き継ぐけれども、新市において、例えば平田、松山の同様に市街化が進展している地域との均衡など、それから都市計画事業のやり方などを踏まえながら見直すというのが、ここの都市計画、資料何ページですか……。

事務局長(五十嵐龍一) 資料の第4小委員会協議結果、この報告の中の13ページ中段あたりに記載してございます。

会長(阿部寿一) 13ページの都市計画関係事業の(1)のあたりですか、このように確実にここの部分は見直していくというふうになります。今、長谷川委員、そしてまた後藤副会長からあった点は十分踏まえ、そしてどこにその趣旨が入っているんだということになれば、この条項であるということを皆さんにご理解をいただければ、これでいただきたいというふうに思います。そしてまた、今ご指摘をいただいた点については、十分私たちの中で確認し合うというようなことで進めさせていただければありがたいなというふうに思います。

長谷川委員さん、どうぞ。

委員(長谷川 裕) これで最後にしますけれども、13ページ、都市計画関係事業、これは ハード部分というふうに受けとめるんです。というのは、都市計画区域内も恐らく建設計画 の中に入っているわけですし、それ以外の地域においても、その地区全体の建設構想のはず だと思います。

そうしますと、都市計画内もしくは都市計画外の事業なわけでありますので、それはあく までもわかりますけれども、ただ都市計画税を適用する範囲となると、ソフトの面というふ うに私は考えるんですけれども、そういった部分についても再度、やはり新市になった場合 見直しをかけるのかどうか、それ1点だけ確認したいと思います。

会長(阿部寿一) どうもありがとうございます。

今もご指摘がありましたように、都市計画税は事業とのつながりが強いというよりは、都市計画区域があって税をかけて、そしてまたそこで事業を行っていくというような形で、まず最初にソフトである都市計画があるのではないかということですが、13ページの記述にもありますように、「都市計画」、ちょっと間を省略しますが、「については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に策定する」、新たに策定するのかな、何かこれは日本語として余り上等でない日本語ですが、合併後に再検討し策定をすると。これはソフトの方ですね、都市計画。

だから今言ったような、例えば平田、松山には同じような地域は要らないのか、酒田市との関係で考えると、市条、観音寺だけ突出してあっていいのかとか、そういうことも含めてこの都市計画そのものについても見直すという趣旨ですね。

ぜひそういうふうにご理解をいただきたいと思います。八幡の観音寺と市条だけ突出して 税率を合わせることだけ急ぐというようなことはないように、ぜひこの趣旨が入っていると いうことでご理解を皆さんで共有をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いし ます。

それでよろしいですか、後藤町長さん。

副会長(後藤孝司) はい。

会長(阿部寿一) どうもありがとうございました。

そのほか、何か皆さんございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

会長(阿部寿一) 特にないようであれば、お諮りをしたいと思いますが、ただいま長谷川 委員、そして後藤副会長の方からあった点については、十分事務局としても心得てというか、 心しておいていただきたいと思います。そのような大変貴重なご発言をいただきましたただ いまの報告でありますが、特にご意見がないようであればお諮りをしたいと思います。

第 1 小委員会に付託をされ、ただいま報告がありました案件17件については、第 1 小委員会委員長報告のとおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの付託をされ報告のあった案件17件については、委員長報告のとおり 確認をさせていただきます。

第2小委員会報告

会長(阿部寿一) 次に進ませていただきます。

次に、第2小委員会に付託をされました案件、これを一括議題といたします。

第2小委員会副委員長の山川源吉委員に協議結果に報告をお願いいたします。

第2小委員会副委員長(山川源吉) それでは、小松委員長にかわりましてご報告させていただきたいと思います。

第2小委員会に付託された協議事項6件について協議した結果をご報告いたします。

調整方針の内容は、お手元の報告書の「調整方針一覧」のとおりでございますが、この内容について、第1回小委員会を去る11月27日に開催し、慎重に協議した結果、原案のとおり調整方針を確認しました。

協議の経過について申し上げます。

最初に、協議第18号から38号までの5件につきましては、提案された調整方針は、庄内北部地域合併協議会において慎重審議を経て確認された内容を引き継いだものであることから、原案のとおり調整方針を確認いたしました。

次に、協議第40号については、1市3町が所有する財産及び債務をすべて新市に引き継ぐというものであり、債務に関する質疑を経て、原案のとおり調整方針を確認したものであります。

以上で小委員会の報告を終わります。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

会長(阿部寿一) 山川副委員長さん、ありがとうございました。

それでは皆さんの方から、ただいまありました第2小委員会の報告についてご質問、ご意見を承りたいと思います。

いかがでございましょうか。

[「なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) なしという声がございましたので、お諮りをしたいと思います。

ただいま議題となっております件であります第2小委員会に付託をされました案件6件に

ついては、第2小委員会副委員長の報告のとおり確認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長(阿部寿一) はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま議題となっております第2小委員会に付託をされた案件6件については、ただいまの報告のとおり確認をさせていただきます。

第3小委員会報告

会長(阿部寿一) 次に進ませていただきます。

第3小委員会に付託をされました案件7件を一括議題とします。

第3小委員会委員長の阿部清幸委員に、協議結果の報告をお願いいたします。

第3小委員会委員長(阿部清幸) それでは、私の方から第3小委員会に付託されました協議事項7件について協議した結果を報告いたします。

調整方針の内容は、お手元の報告書の「調整方針一覧」のとおりでございますが、この内容について、第1回小委員会を11月27日に開催し、慎重に協議した結果、原案のとおり調整方針を確認しました。

協議の経過について申し上げます。

当小委員会に付託された市民生活及び健康福祉部門の項目である協議第15号から26号までの7件につきましては、提案された調整方針は、庄内北部地域合併協議会において慎重審議を経て確認された内容を引き継いだものであることから、原案のとおり調整方針を確認いたしました。

以上で小委員会の報告を終わります。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

会長(阿部寿一) 阿部委員長さん、ご苦労さまでございました。

ただいま報告のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見を承りたいと 思います。

いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長(阿部寿一) 特にないようであれば、お諮りをしたいというふうに思います。

ただいま報告のありました案件 7 件については、第 3 小委員会委員長の報告のとおり確認 することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長(阿部寿一) ご異議なしというふうに認めさせていただきます。

案件 7 件については、第 3 小委員会委員長報告のとおり確認をさせていただきます。ありがとうございました。

第4小委員会報告

会長(阿部寿一) 次に進ませていただきます。

第4小委員会に付託をされた案件5件を、一括議題とさせていただきます。

第4小委員会委員長、佐藤弘委員長に協議結果の報告をお願いいたします。

第4小委員会委員長(佐藤 弘) それでは、第4小委員会に付託された事項について協議 した結果を報告いたします。

調整方針の内容は、お手元の報告書のとおりでございますが、この内容について、第1回 小委員会を11月27日に開催し、慎重に協議した結果、原案のとおり調整方針を確認したもの であります。

協議の主な経過について申し上げますけれども、協議第8号から31号までの4件については、提案された調整方針は、庄内北部地域合併協議会において慎重審議を経て確認された内容を引き継いだものであることから、附属資料の記載事項を精査し、原案のとおり調整方針を確認いたしました。

次に、協議第43号 協定項目24 - (13) 水道関係事業の取扱いについては、簡易水道の施設整備計画とその費用負担、地方公営企業法適用準備経費に関する一般会計の負担についての質疑を経て、原案のとおり調整方針を確認したものであります。

以上で小委員会の報告を終わります。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

会長(阿部寿一) 佐藤委員長、ありがとうございました。

8号から31号までの4件は、従前の北部地域合併協議会の方で慎重審議の上、確認をしていた事項であると。協議第43号は、先日改めてご付託をさせていただいた案件でございます。 慎重審議をいただいた結果、ここにありますとおり、例えば上水道の使用料は当面現行どお りで、5年を目途に統一をするというような形での確認が報告なされているところでございます。

皆さんの方からご意見、ご質問を承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

[「なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) なしという声がありました。

それでは、お諮りをしたいと思いますが、ただいま議題となっております議案 5 件については、第 4 小委員会委員長報告のとおり確認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま議題となっております案件5件につきましては、第4小委員会委員長 報告のとおり確認をさせていただきます。

議会議員の定数、任期等に関する小委員会報告

会長(阿部寿一) 次に進ませていただきます。

協議第7号 協定項目6 議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたしたいと思います。

議会議員の定数、任期等に関する小委員会、阿部與士男委員長に協議結果の報告をお願いいたします。

委員長。

議会議員の定数、任期等に関する小委員会委員長(阿部與士男) それでは、議会議員の定数、任期等に関する小委員会に付託されました事項について、協議第7号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、協議の結果について報告をいたします。

調整方針の内容は、お手元の報告書のとおりでございますが、合併特例法に定められた特例は適用せずに設置選挙を行う、選挙区は新市全域で1選挙区とする、議員の定数は34人とする、という内容であります。この内容については、11月27日の小委員会におきまして慎重に協議したところであります。

協議した結果については、議会議員の定数及び任期の扱いは、原案のとおり調整方針を確認したものであります。

なお、協議の経過について申し上げます。

一つ目に、提案された調整方針は、庄内北部地域合併協議会における慎重審議を経て確認された内容を引き継いだものであるということと、二つ目には、定数34人という設定は、地方自治法で定められている人口10万人から20万人の幅の上限でありまして、遊佐町が抜けた人口約12万人の新市においては果たして適切なのかという疑問の声もあるだろうという予測されたこともありましたが、合併後の一定の期間においては容認されるものだという意見がありました。

以上の議論を経まして、原案のとおり調整方針を確認いたしましたので、よろしくご協議 くださいますようお願い申し上げまして報告といたします。ありがとうございました。

ただいま報告のありましたことにつきまして、皆さんの方からご質問、ご意見を承りたい と思います。

〔「なし」と発言する者あり〕

会長(阿部寿一) なしという声がございましたので、お諮りをしたいと思います。 大変ご苦労さまでございました。

協議第7号、ただいま阿部委員長から報告がありました議会議員の定数、任期等に関する 小委員会の報告について、その内容について、委員長報告のとおり確認することにご異議ご ざいませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長(阿部寿一) はい、どうもありがとうございました。 それでは、委員長報告のとおり確認をさせていただきます。

会長(阿部寿一) どうもありがとうございました。

行財政システムに関する小委員会報告

会長(阿部寿一) 次に進ませていただきます。

次に、協議第35号 協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて、及び協議第44号 協定項目 9 地域審議会等の取扱いについて、2件を一括議題といたします。

行財政システムに関する小委員会、佐藤忠智委員長に協議結果の報告をお願いいたします。 行財政システムに関する小委員会委員長(佐藤忠智) 行財政システムに関する小委員会に 付託を受けました2件について、11月30日慎重審議をした結果をご報告いたします。

協議第35号 協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて、報告いたします。

事務組織、その中でも本所及び支所の機能については、庄内北部合併協議会での調整方針 を尊重することを基本として審議いたしてまいりました。

結果として、報告書にありますとおり、1、本所は、現在の酒田市の組織機構を基本として合併までに調整する。2、支所の組織機構は、4部門により構成される課を基本として、業務量や事務の性質を考慮しながら合併までに調整する。3、支所の名称並びに各部課室などの名称は、市民にわかりやすい名称とすることを基本として合併までに調整するとしたものであります。

協議経過と調整方針の考え方について報告いたします。

まず、本所すなわち酒田市役所の組織機構については、人口12万人台の自治体の組織機構を参考にした上で、酒田市の組織機構を基本としつつ、行政改革や危機管理、支所との連絡調整を担う地域振興、生活交通などの分野などについて充実を図りつつ、専門性を生かせる組織として再構築すべく、合併までに調整するものといたしました。

次に、支所すなわち八幡町、松山町及び平田町の現在の役場庁舎に置かれることとなる組織機構でありますが、総合支所機能を果たす上で、それに必要な総務・地域振興、市民福祉、産業振興、及び建設・下水道、これら4部門を基本的な課として考えた上で、業務量や事務の性質を精査し、合併準備作業の中で、よりよい現実的な組織機構とすべく合併までに調整することといたしました。

このような方針に対する意見としましては、課の設置について、比較的柔軟な調整方針であるため住民に説明しづらいのではないかという意見や、産・学など地域の特定行政需要に対応する組織をもっと考慮すべきであるとの意見が出されました。これらの意見については、後日その調整結果を行財政小委員会に報告させ、結果としてどのような組織機構となり、どこに行けばどのような手続になるのかについて、住民にわかりやすい形で公開させたいと考えております。

最後に、各組織や機関の名称でありますが、これは住民が利用する際にわかりやすい名称であることが一番でありますので、その方向で合併までに調整することとしております。

なお、提出した資料に一部誤解を招きかねない部分があったので、よりわかりやすいものとするために、委員会において一部修正いたしております。

以上のことを確認しました。

引き続き、協議第44号 協定項目 9 地域審議会等の取扱いについてを報告いたします。 合併により住民の声が行政に届きにくくなるとの不安感に対して、その解消に応える必要

があるため、また、今後の地域における行政と住民との協働を進めるため、この地域にふさわしい地域自治組織のあり方について協議してまいりました。この間、地方自治法や合併特例法などの改正もありましたので、その動向や他地域の動向も参考に協議をしてまいりました。

協議の過程では、合併特例法に定められた地域審議会でよしとする意見、新しい制度である法人格を持った合併特例区を設置すべしとする意見、合併特例区までは必要ないものの、 法人格を持たない一般制度型の地域自治区を設置すべしとする意見などなど多様な意見が出され、濃密な討議を重ねてきたところであります。

協議の過程では、一たん法人格を持った合併特例区を議論の対象から外し、地域審議会と 地域自治区について集中的に議論してまいりましたが、北部合併協議会の小委員会としては 方針を確認するまでには至らなかったものであります。

しかしながら、その後の助役会議及び正副会長会議において、地方自治法の改正の趣旨を 生かした地域協議会が検討され、一定の方向が出されたことを受け、当委員会としてもこの 調整作業を尊重し、改めて審議したものであります。

結果として、報告書にありますとおり、改正自治法の精神にのっとった地域協議会を酒田市以外の3町に設置し、総合支所機能を持った地域づくりをしていくという方針を了承したものであります。

内容としては、住民と行政との協働、さらにはコミュニティの育成強化を目的として、各地域において多様な意見が集約できるよう15名程度の委員を委嘱し、市長からの諮問に応じて審議する権限や、委員同士が自主的に集まり、地域振興やコミュニティづくりについて自由に意見を交わし、市長に意見を述べる権限を付与することとしております。

なお、委員会の場においては、地域協議会の委員の数や任期、また新市の条例として定めるための手続について質疑があり、これらについては、合併までに協議会で合意しておく必要があるため、さらに内容を詰めるとともに、条例案の調整結果については本小委員会に報告させることとして、原案のとおり確認したものであります。

以上、委員長報告とさせていただきますが、よろしくご協議くださいますようにお願い申 し上げます。

会長(阿部寿一) 佐藤委員長、大変ご苦労さまでございました。

さまざまな議論のあった協定項目でございます。委員長報告の言葉の端々、それからその 長さなどにもご苦労の足跡が忍ばれるようなものが数々あったというふうに思います。本当 に感謝しているんですよ。

それでは、ただいま報告があったことについて、ご意見、ご質問を皆さんから承りたいと 思います。いかがでございましょうか。

[「なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) よろしいですか。丁寧なご報告であったので、ご質問はなかったんだろうというふうに思います。

それでは、なしという声がありましたのでお諮りをしたいと思います。

ただいま議題となっております協議第35号、協議第44号でございますが、行財政システム に関する小委員会、佐藤委員長報告のとおり確認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) はい、どうもありがとうございました。

それでは、そのように確認をさせていただきます。

建設計画に関する小委員会報告

会長(阿部寿一) 次に進ませていただきます。

次に、協議第45号 協定項目25 新市建設計画についてを議題といたします。

建設計画に関する小委員会、伊藤善市委員長に協議結果の報告をお願いいたします。

建設計画に関する小委員会委員長(伊藤善市) 建設計画に関する小委員会に付託されました協議第45号 協定項目25 新市建設計画について、協議した結果を報告いたします。

調整方針は、お手元の報告書のとおり、新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとするでございますが、新市建設計画の内容について、第1回小委員会を11月30日、第2回小委員会を12月9日に開催し、慎重に協議した結果、全委員異議なく、原案のとおり調整方針を確認したところでございます。

協議の経過について申し上げます。

新市建設計画のうち、まちづくりの基本理念や新市の将来像などについては、庄内北部地域合併協議会においてすでに協議を重ね確認してきた内容であることから、その結果を尊重することといたしました。

また、同計画の主要施策や財政計画について、事業を示した補足資料を参考に、2回にわたり協議してまいりました。

協議の中で、委員からは、昨年示された財政展望に比べ金額が減少している理由について 質問がございまして、これに対しては、国の三位一体の改革に伴い補助金が削減されたこと、 地方交付税の総額が抑制されたことなど、自治体財政を取り巻く情勢が非常に厳しくなった ことから、財政計画を描く前提条件が大きく変わったことがその要因であると説明がなされ、 原案のとおり調整方針を確認したところでございます。

なお、今後山形県との協議等により、文言修正の必要が生じた場合の対応につきましては、 正副会長に一任することとし、その内容については後日協議会に報告することといたしまし たので、申し添えます。

以上で小委員会の報告を終わります。よろしくご協議くださいますようお願いをいたしま す。

会長(阿部寿一) 伊藤委員長さん、ありがとうございました。

ただいま報告のありました協議第45号 協定項目25 新市建設計画についてでございますが、皆さんの方からご質問、ご意見などあれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長(阿部寿一) 特にないようであれば、お諮りをしたいと思いますが、ただいま議題となっております協議第45号については、建設計画に関する小委員会委員長の報告のとおり確認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) はい、どうもありがとうございます。

それでは、確認をさせていただきます。

なお、ただいま伊藤委員長の報告の中にもございましたが、この建設計画については、県 や国に合併に関するさまざまな申請をする以前に、山形県と事前の協議をすることとなって ございます。その事前協議の過程の中で、文言修正なども出てくることが予想されますが、 その文言修正のたびにこの協議会を開くというのも、実は大変だなというふうに思っており ます。

そこで、その文言修正などについては、ここにおります正副会長、1市3町の市長、町長の方にご一任をいただき、最終的に皆さんの方にご報告を申し上げるという取り扱いでご理解をいただきたくお願い申し上げる次第でありますが、このことについてもご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) はい、どうもありがとうございます。

それでは、そのようにご一任をいただけたものということで対応させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

協議第46号 協定項目2 合併の期日について

会長(阿部寿一) それでは、次に進ませていただきます。

次に、冒頭ごあいさつの中でも申し上げましたけれども、新規提案をさせていただきます。 協議第46号 協定項目 2 合併の期日についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長(五十嵐龍一) ご説明を申し上げます。

合併の期日につきましては、前回の協議会におきまして、住民の皆さんの利便性を損なうことがないように配慮をしながら、転入転出等の異動、あるいは納税などの繁忙期を避け、あるいは情報システム統合のために必要な期間を確保する、こうしたことなどを前提に、平成17年11月1日を基本として調整するということにいたしていたわけでございます。

その後、構成市町の各議会など各方面との調整がなされたわけでございますが、期日を平成17年11月1日とすることについて理解を得られたということから、本日ご提案を申し上げるものでございます。

資料として、合併のスケジュール概要をお示しいたしております。この中で、新市の建設計画につきまして、山形県との事前協議、本協議を行っていくわけでございますが、来年2月にはこの回答を県よりいただきたいと考えております。これを受けまして、合併協定の調印に進みたいと考えているところでございます。この間、各市町の判断によりまして、住民の皆さんへの説明がなされることと思います。

その後、3月には各市町議会において合併関連議案の審議をお願いし、議決をいただいた 後、山形県に合併申請を行うという内容でございます。

また、新年度に入りましてから、山形県議会での議決、山形県知事による決定を経て、総務大臣への届け出がなされ、11月1日には新市施行と、こういうスケジュールを想定しているところでございます。

なお、資料にページ「1」とありますが、資料はこの1枚のみで、記載ミスでございます。

おわびして訂正申し上げます。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご協議くださるようお願い申し上げます。 会長(阿部寿一) はい、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたこと、そして協議第46号について、何か皆さんの方から質問、 ご意見ございますれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ、佐藤委員。

委員(佐藤 弘) その期日については、私は異議はないんですけれども、スケジュールについてちょっとお聞きしたいんですけれども、現在、庄内北部地域合併協議会が休止になっているわけです。これを前は 17年3月31日で廃止ということになるのか。この中でいくと、9月まで議会等に対して廃止、あるいはどういう取り扱いをしていくのかという時期を明確に示しておく必要があるのかなと、スケジュール表が出ましたのでね。

遊佐をどこまでお待ちするのかということもあるわけです、実際は。ですから、その辺をスケジュール表に、一定の、どこで議会に 前の1市4町の協議会の流れはどうなるんだということをお知らせしていただきたいと。考え方をお聞きしたいということであります。事務局長(五十嵐龍一) 庄内北部地域合併協議会、事業活動を現在休止をしているわけでございますが、北庄内合併協議会、本日この合併期日のご確認をいただきますと、協定項目がすべて完結をするといいますか、すべての協定項目の協議会としての確認を終えるわけでございます。

しかしながら、遊佐町はこの圏域の発展を図る上で一体的に取り組んでいこうという理念のもとで、さきの庄内北部地域合併協議会は存続をしていこうという形になっているわけでございます。

北庄内合併協議会、3月末までに県知事に合併申請をすることによって、国の財政支援措置を受けることができると。当然、17年度中に合併を行うと、新市をスタートさせるということも条件としてあるわけでございますが、この手続は、協議会のご協力をいただきながら着々と進めていきたいと思いますが、合併といいますのは、これは特例法に定める時効以外でも進めていく大きな課題でございますので、これから正副会長会議等でもご議論をいただくことになりますが、新年度に入ってからの取り扱いは、遊佐町に門戸を開いているんだということでございますから、存続という形で存置されていくのではないかと思っておりますが、これは正副会長会議で改めてまたご協議をいただければと思っているところでございます。

会長(阿部寿一) 佐藤委員。

委員(佐藤 弘) 今説明ありましたように、門戸を開いておくということには、この協議 会でも同意をしてそういう形でやってきたわけです。

ただ、3月31日までという流れが庄内北部にはあったと思うんです。今回は、きょう期日が決まって、3月で関係議案を可決すれば11月1日までというふうなことが改めて決定をされたと。そこまで庄内北部の1市4町の協議会を、休止していますけれども、引きずっていくという流れのように今お聞きしましたけれども、そうすると3月中の議会の議決については、またいろんな意見が出てくるんじゃないですか。やはりそこはすっきり、そこで廃止の案件を私は出すべきではないのかなというふうな思いがあったものですから、その辺の解釈については、今事務局長が言ったように正副会長で一度協議をしていただいて、どういうふうに取り扱うか。私もよくわかりませんので、スケジュールにはどういうふうに入ってくるのかなということで意見を言わせていただきました。

会長(阿部寿一) 時間をくれますか。今ちょっと話をして......。 休憩をいたします。

> 休憩 午前10時57分 再開 午前10時59分

会長(阿部寿一) それでは、再開をさせていただきます。

1市4町の北部と1市3町の北庄内と、今同時に存立しているわけでありますが、1市3町の北庄内の議決を経て申請をした時点で、1市4町での協議会は、実際上存続している意味はなくなるわけであります。精神的には、もちろん1市4町ということで、遊佐にもいつまでも門戸をあけておくわけでありますが、文言上といいますか何といいますか、協議会の性質上は、3月31日までに議会の議決をし、県に申請を出した時点で、意味のない協議会になるわけであります。精神は別ですよ。

そこで、今もちょっと正副会長で話していたんですが、3月31日で1市4町の庄内北部 の協議会については一定の区切りをつけるのが筋ではないかなというようなことをお話をし ておりました。

なお、どのようなことが可能なのか、どうすべきか。基本的な方針は、3月31日までに 区切りをつけたいというふうに思っておりますが、どのように具体的にはやったらいいのか という事務手続などについては、もう少し事務局などとも相談させていただいて、勉強させていただきたいというふうに思いますが、精神的には、常に遊佐には門戸をあけておきます。しかし、協議会の条例を持ち続ける実質的な意味が3月31日でもう失われてしまいますので、そのあたりは、失われた条例を持ち続けること自体、本当ではありませんので、そこまでで一つの区切りをつけるということは考えていきたいというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上ですが、いかがでございましょうか。 石川委員。

委員(石川憲雄) 個人的な意見ですけれども、私は、インパクトのある11月3日、文化の日、この日が適当なのではないかと、そのように思っております。月の最初の日でないということで、電算関係、また日割り等、いろいろと面倒くさいこともあるかと思いますけれども、これはどだい合併することによって大変な労力を必要とするわけですので、そんなに違わないのかなと。甘い考えかわかりませんけれども、そんな考えを持っております。

こういう例が全国に一つだけありました。大分県の佐伯市というところです。総務省の告示になっております。3月1日にやらないで3月3日、ひな祭りの日に合併をやると。1市5町3村でやるんですけれども、よく決まったものだと、そのように思っていますけれども、そういう例がありました。

そしてまた、ここは東北公益文科大学ということで、「ぶんか」の「か」は違いますけれ ども、何か合うような気がするものですから、私はそういう考えを持っております。

会長(阿部寿一) すみません、ご趣旨はよくわかるわけでありますが、ご意見はご意見として、11月1日というのは何の日でもありませんので、インパクトがあるように11月3日というのもよくわかりますが、ご意見はご意見として承るしかないのかなと思っておりますが、どうですか、皆さん。石川委員の意見は意見として、今それに対してどうこうはないんですが、皆さんの方でそのほか。まず、今の意見は承っておきます。

そのほか、何かございますでしょうか。

副会長(後藤孝司) 11月1日がどういう考えで言っているのか、3日にした場合にどういう問題があるのか。

会長(阿部寿一) そうですね、ごめんなさい。余りの衝撃にちょっと……。

今、11月3日という提案というか意見があったわけですが、1日と3日にすることの、何というでしょうか、功罪なり、皆さんの方で考えられることがあれば。

事務局の方から何かありますか。さっき日割りの話とか何とかという話も石川委員の方か

らは指摘がありましたけれどもね。

委員(佐藤忠智) 私は事務局ではありませんけれども、私は11月1日がいいと思います。 11月3日ですといろんなイベントが重なってしまうということもあります。それから、11月1日は、やはり一番いい日なんです。一番いい日が11月1日です。3番目にいいのが11月3日なんです。

以上です。

会長(阿部寿一) 石川委員。

委員(石川憲雄) 余目と立川さんが一緒になって庄内町できますけれども、あれは7月1日、大安でございます。南の方の鶴岡市10月1日、これも大安でございます。来年11月3日、大安でございます。それに1市3町が合併する場合、11月3日が一番合うのではないでしょうか。そんな気もします。

この前12月6日、三重県の桑名市が合併しましたけれども、あれは仏滅の日の合併ですので大安にはこだわりませんけれども、ただそれでも、やはりにぎやかな11月3日の方がいいのではないかと、そのように思っております。

会長(阿部寿一) 事務方は特にないですか、ない。

すると、どうこの議論をおさめていくかということになるわけでありますが、11月1日は 友引だそうですから、いろんなところから人が集まってきて、にぎやかだなということもあ るようですよ。

これは皆さんに聞いて多数決で決めるような問題でもないので、ちょっと......。

[「原案どおり賛成」と発言する者あり]

委員(小野 實) 11月3日、これは祭日で非常におめでたい日であると、それは非常に考えにおいて結構だと思いますけれども、我々が直接関連することにおいては、町におけるさまざまな会計あるいは事業、イベントなんか、月単位で取り組んでおると、そうしたことが非常に多いと。これがやはり国、県、さまざまな方から、あるいは町の次に自治会ありますけれども、そこら辺でも月単位で進めておるものが非常に多いということで、これが仮に2日延ばしというと、結局、非常に混乱を来す問題も出てくるんじゃないかと思いますし、11月1日、友引であるならば非常に結構な日じゃないかと思いますので、やはり月初めが一番妥当であるというように判断しております。

以上です。

会長(阿部寿一) 公共料金というのは、日割り計算とか何とかなるんじゃないんですか。

ならないのですか。その料金によるのですか。それが事務的な手続として、クリアはできるけれども、えらい手間だというのであれば、それだって十分11月1日にする理由はあるんですよ。何か音吹いたらいいんではないかと思うんですけれども、事務局もそれだけいっぱい職員の皆さんがいるのに。1から30とか31とかという試算になっているんじゃないものですか。料金とかどうなっているんだろうな。

委員(伊藤善市) こういうのは神々の争いに属することだと思うんですけれども、11月3日は、やはリイベントが重なって、文化の日というのは多彩な行事がございますね。ですから、やはリ1日がいいんじゃないでしょうかね。いい日だと、一番いい日。3日は、僕はいっぱい行事が重なって困ることが出てくると思います。

以上です。

会長(阿部寿一) 石川委員さん、別にみんなで石川委員さんの意見をつぶそうとしている わけではないんですよ。大変元気の出るような、すばらしい意見だったと思います。

だけれども、関係各方面と調整をしてきているのが現状でありまして、そんなのは先刻承知でしょうが、それからまた今、伊藤委員や松山の小野委員からありましたように、にぎやかな方がいいという意見もありますが、やはりいろんな行事と重なりがちなのも11月3日ということ。

それから、図らずも委員からもご指摘がありましたように、事務局からそういう問題例が 聞ければもっと心強かったんだけれども、なかったんですが、日割り計算というのがやはり 出てくるんでしょうね、これね……、と思います。そういう手続上のことなどからして、す ごい元気の出る、ここまで委員の皆さんや会場が和む発言をしていただきましたので本当に 感謝するんですが、何とか11月1日というのは、ここのところは確認をさせていただければ ありがたいんですけれども、いかがですか。

委員(石川憲雄) 半分以上賛成している。別に全会一致でなくてもいいんでしょう。 会長(阿部寿一) こういう関係、余り決をとるなんていうようなことはしてこなかったん だけれどもな。

それでは皆さん、意見としては、私は、新市の発展を考えてのすばらしい建設的な意見だったというふうに高く評価しながらもでありますが、前回の会議で申し上げ、今までその方針で関係各市町が調整をしてきたのが11月1日でございます。意見は意見として尊重しながらもでありますが、11月1日ということで私は皆さんにお諮りをし、皆さんから、意見が出たということは尊重しながらも、ご理解をいただければ大変ありがたいのであります。

そういうことでお許しをいただいて、お諮りをさせていただきたいんですが、ちょっと回りくどくなりましたが、意見をいろいろいただきました。その意見をいただいたことを踏まえながらでありますが、私自身は、原案のとおり確認をすることについて皆さんにお諮りをしたいと思いますが、原案のとおり確認することにご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と発言する者あり]

会長(阿部寿一) はい、どうもありがとうございます。

石川委員からはどういう思いがあるかわかりませんが、異議なしという声がございましたので、原案のとおり確認をさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定をされていた協議事項の審議はすべて終了いたしました。まこと にありがとうございました。

一言お話をさせていただきたいんですが、以上をもちまして、本協議会の合併協定項目に 関する調整方針の協議はすべて終了をいたしました。

振り返ってみますと、平成15年2月1日に庄内北部地域合併協議会が設置されて以来、北 庄内合併協議会の第2回会議である今日に至るまで、この地域の発展振興と住民福祉の維持 向上を図るということで、委員の皆さんからは大変精力的なお取り組み、真摯なお取り組み をいただいてまいりました。厚く感謝を申し上げます。

そして、構成市町議会でのご議論、市民、町民の皆さんの深いご理解、そして副会長であります八幡、松山、平田の各町長さんのすぐれたリーダーシップ、そしてご協力、それぞれの立場でご活躍をいただきました。その結果として今日を迎えることができたわけでございまして、私自身、会長として、改めて皆さんのご理解、ご協力に対し深く感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

なお、合併の日までは、まだまださまざまな手続があったり細部の調整などが残されておりますが、本協議会で確認をいただきました調整方針などに基づき、一生懸命実現のため努力をしてまいります。引き続きのご支援を賜りますよう、この場をかりてお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

その他

会長(阿部寿一) さて、協議事項についてはすべて終了いたしましたが、次にその他でありますが、皆さんの方から何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

会長(阿部寿一) 特にないようですが、副会長さんどうですか。特にいいですか。 事務局の方は何かありますか。

事務局長(五十嵐龍一) ございません。

会長(阿部寿一) ないようであれば、以上をもちまして議事の方は終了をさせていただきます。

ご協力、まことにありがとうございました。

事務局長(五十嵐龍一) 大変お疲れさまでございました。

以上で、第2回の北庄内合併協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分